

事業継続力強化計画に係る認定申請書

2025年 7月 1日

関東経済産業局長 佐合 達矢 殿

住	所	山梨県韮崎市下祖母石2278番地
名	称	高野産業株式会社
代表者の役職及び氏名		代表取締役 高野 実

中小企業等経営強化法第56条第 1 項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので申請します。

(備考)
用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

1 名称等

事業者の氏名又は名称

タカノサンギョウカブシキガイシャ
高野産業株式会社

代表者の役職名及び氏名

代表取締役 高野 実

資本金又は出資の額

1,000 万円

常時使用する従業員の数

27名

業種

廃棄物処理業

法人番号

4090001011397

設立年月日

1987年7月10日

2 事業継続力強化の目標

自社の事業活動の概要	・当社は山梨県韮崎市に拠点を置き、廃棄物処理業を営む会社である。一般廃棄物・産業廃棄物の収集運搬及び中間処理業務を展開し、取引先や地域社会、地域経済の発展に貢献している。 ・災害発生時において、当社が早期に復旧しないと、取引先および地域社会や地域経済に大きな影響を及ぼす。 ・当社にとって、被災時における事業継続および早期復旧に向けた事前対策を講じることが、取引先の安心や地域社会、地域経済の早期復興に貢献する上で重要かつ喫緊の課題といえる。
事業継続力強化に取り組む目的	下記3点を目的に、事業継続力強化に取り組む。 ①自然災害発生時において、人命を最優先として、従業員とその家族の安全と生活および雇用を守る。 ②事業の継続および早期の復旧により、顧客への影響など事業への被災被害を極小化する。 ③地域の安全などに配慮し、地域経済の早期復興に貢献する。
事業活動に影響を与える自然災害等の想定	当社の事業拠点において、事業活動に影響を与えることが想定される自然災害は、下記の通りである。 ◆本社（山梨県韮崎市下祖母石2278番地） ○地震 ・今後30年以内に震度6弱以上の地震が発生する確率：32.3% （震度6強以上：5.5%） ・洪水の発生によって想定される浸水深：0.5～3.0m ・台風や竜巻などの強風による被害も想定。 （以上、「J-SHIS」、「重ねるハザードマップ」等を参照）

自然災害等の発生が
事業活動に与える影響

上記の自然災害のうち、事業活動に与える影響が最も大きいものは、震度6弱以上の地震であり、想定される被害は、下記の通りである。 (人員に関する影響) ・就業時間中に被災した場合、事務所で業務に従事する従業員においては、建物・什器の倒壊、火災、避難中の転倒などによりけが人が発生する。また、外出中の従業員においても、建造物の倒壊、火災、土砂崩れ、自動車の運転に起因する事故などによりけが人が発生する。 ・公共交通機関の運行停止や道路の通行止めなどが生じた場合、従業員に帰宅困難者が発生するほか、就業時間外に被災した場合は、翌日の出社や参集も困難となる。 併せて、従業員の家族へも被害が生ずる。 これらの被害が事業活動に与える影響として、復旧作業、事業再開の遅れなどが想定される。
(建物・設備に関する影響) ・事務所の建物は、新耐震基準を満たしているため、揺れによる建物自体への直接被害は軽微。但し、帳票類を保管する多くのキャビネット、パソコンが損傷するほか、また、停電が発生すれば、一時的に機能が停止する。 ・インフラについては、電力・水道・ガスは1週間程度供給が停止するほか、公共交通機関は1週間程度ほど機能不全となるおそれがある。 これらの被害が事業活動に与える影響として、事業活動の一時停止、顧客への対応や事業再開の遅れなどが想定される。
(資金繰りに関する影響) ・資金繰りに関しては、事業活動の遅れや停止等によって売り上げが減少し、その結果、運転資金が逼迫するおそれがある。また、建物や設備什器等に被害が生じた場合は、これらの復旧費用が必要となる。 これらの被害が事業活動に与える影響として、円滑な資金調達ができない場合、運転資金の不足や復旧費用の捻出不可などが想定される。
(情報に関する影響) ・事務所が被災し、パソコンやサーバー等が損傷した場合、「顧客情報・契約関係書類・財務資料」等の重要データでバックアップをしていないものについては、喪失のおそれがある。 また、事務所に保存してあるデータの内、一定数の帳票類を紙ベースで保有しているため、地震による火災によって情報を喪失するおそれがある。 これらの被害が事業活動に与える影響として、顧客への対応、取引先への支払い、売掛金の回収等の遅れなどが想定される。
(その他の影響)

3 事業継続力強化の内容

(1) 自然災害等が発生した場合における対応手順

項目		初動対応の内容	発災後の対応時期	事前対策の内容
1	人命の安全確保	従業員の避難	発災直後	・拠点内における安全エリアの設定 ・拠点内の避難経路の確認と周知 ・拠点外の避難所への経路確認と周知 ・保険会社提供アプリの利用促進
		従業員の安否確認	発災直後	・従業員の連絡網の整備（携帯メール・グループLINE等の活用） ・安否確認システムの導入 ・連絡用携帯カードの作成 ・災害伝言ダイヤル等の利用方法の周知
		人命の救護 けが人の手当	発災直後	・応急手当用品セットの設置 ・搬送先病院のリスト作成 ・人命救護の訓練
		従業員の帰宅・ 残留支援	発災直後	・帰宅や残留の判断基準の設定 ・残留者向備品備蓄(食料3日分等)
		設備や機器の 緊急停止	発災直後	・緊急停止の方法、手順の確認 ・緊急停止手順の周知と訓練
		顧客（来社客）への対応	発災直後	・顧客の避難経路や避難場所の告知 ・誘導体制の確立 ・顧客の誘導方法の周知と訓練
2	非常時の緊急時 体制の構築	代表取締役を本部長とした災害対策本部の立ち上げ	発災後 1時間 以内	・設置基準の策定 ・災害対策本部の体制整備等 ・参集基準の策定
3	被害状況の把握 被害情報の共有	被災状況および事業活動への影響の有無の確認、 当該情報の第一報を顧客および取引先へ報告	発災後 12時間 以内	・被害情報の確認手順の整理 ・被害情報等の入手先リストの作成 ・被害情報および復旧の見通し等に関する関係者への報告方法、対外的な情報発信方法の策定 ・連絡先リストの作成
4	その他の取組			

(2) 事業継続力強化に資する対策及び取組

A	自然災害等が発生した場合における 人員体制の整備	<現在の取組> ・出社人数に応じた体制を整備している。 ・従業員の多能工化を推進している。 ・同業者や取引先との協力体制を整備している。 <今後の計画> ・徒歩圏内に居住する従業員を緊急参集担当者として任命し、業務の優先順位や役割について明確化する。 ・代替拠点、代替生産体制を検討する。 ・共同配送（混載）体制を検討する。
B	事業継続力強化に資する 設備、機器及び装置の導入	<現在の取組> ・被災時の停電に備え、懐中電灯等の簡易な非常用設備や自家発電機を備えている。 <今後の計画> ・地震による落下などの被害を想定し、電子機器や重要書類などの保管状況の検討、見直しを行う。 ・飲料水、簡易食品、カセットコンロ、簡易トイレ、衛生用品等の備蓄を行う。 ・什器備品の転倒防止対策を行う。 ・停電時の食材保管方法を検討する。 ・資材や工具、重機等の保管方法を検討する。
C	事業活動を継続するための 資金の調達手段の確保	<現在の取組> ・現在、火災保険に加入しており建物および設備什器を補償の対象としている。 <今後の計画> ・現預金などの当座資産の財務状況を確認し、緊急資金としての生命保険の活用を検討する（契約者貸付、期間短縮、払済など）。 ・災害が発生した際に、緊急融資が受けられるよう、平時より、友好的な関係を構築している金融機関との関係性を強固にしておく。 ・自社で活用可能な補助金や助成金について、内容・提出先等を事前に調べておく。
D	事業活動を継続するための 重要情報の保護	<現在の取組> ・パソコンやサーバーを通じ保存された顧客情報等の重要データについては、バックアップが実施されているのは共有ファイルに保存された情報のみである。 <今後の計画> ・重要情報は共有ファイル内に保存するよう役職員に周知徹底する。 ・重要情報は保存形態の多様化を検討する。 （電子データと紙ベース両方での保管、クラウドの活用 等） ・耐火金庫への保管も検討する。

(3) 事業継続力強化設備等の種類

	(2) の項目	取得 年月	設備等の名称／型式	所在地
1				
2				
3				

	設備等の種類	単価（千円）	数量	金額（千円）
1				
2				
3				

確認項目				チェック欄
上記設備は、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）及び消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）上設置が義務づけられた設備ではありません。				

(4) 事業継続力強化の実施に協力する者の名称及び住所並びにその代表者の氏名並びにその協力の内容

名称	株式会社保険工房
住所	山梨県甲府市伊勢3-4-5
代表者の氏名	代表取締役 堀山 靖之
協力の内容	保険サービス等の提供、事業継続力強化計画の作成支援、災害時の情報提供や安全対策のアドバイス等。

名称	三井住友海上あいおい生命保険株式会社
住所	東京都中央区新川2-27-2
代表者の氏名	取締役社長 加治 資朗
協力の内容	リスク認識に向けた注意喚起、事業継続力強化に向けた取組みへの支援、自然災害時の事前策策への取組強化についての支援等。

(5) 平時の推進体制の整備、訓練及び教育の実施その他の事業継続力強化の実効性を確保するための取組

経営層の下推進	
・計画の推進及び訓練・教育については、代表取締役の指揮の下実施する。	
教育・訓練の実施	
・全従業員に想定される災害知識を習得させる。 ・市町村等の自治体が公表するハザードマップ等の各種防災情報を定期的に入手、更新するなど、日頃より災害発生に対する情報感度を上げておく。 ・全員で組織する「防災・減災対策会議」（年1回開催）において、具体的な取組を検討・決定する。 ・年1回（9月）、全員参加の防災訓練（避難誘導、安否確認、取引先との連携等）を実施し、訓練に合わせて従業員への教育も実施する。	
見直しを計画	
・実態に即した計画となるよう、年1回以上計画の見直しを実行する。	

4 実施期間

2025 年 7 月 ～ 2028 年 6 月

5 事業継続力強化を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

実施 事項	使途・用途	資金調達方法	金額（千円）
事前対策	建物の復旧費用の支払い	当該建物にかかる損害保険への加入	120,000
事前対策	設備・什器の復旧費用の支払い	当該設備・什器にかかる損害保険への加入	68,000
事前対策	固定費（人件費・家賃等）の支払い	自己資金	200,000
事前対策	固定費（人件費・家賃等）の支払い	生命保険の契約者貸付	0
事前対策	固定費（人件費・家賃等）の支払い	金融機関等からの融資	0

6 その他

(1) 関係法令の遵守（必須）

確認項目	チェック欄
事業継続力強化の実施にあたり、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）、下請代金支払遅延等防止法（昭和三十一年法律第二十号）、下請中小企業振興法（昭和四十五年法律第一百四十五号）その他関係法令に抵触する内容は含みません。	✓

(2) その他事業継続力強化に資する取組（任意）

確認項目	チェック欄
レジリエンス認証制度（※1）に基づく認証を取得しています。	
ISO 22301認証（※2）を取得しています。	
中小企業BCP策定運用指針に基づきBCPを策定しています。	

（※1）国土強靱化に貢献する団体を認証する制度

（※2）事業継続マネジメントシステム（BCMS）の国際規格